日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）

東京都公報

発行　東京都

目次

83

規則

○警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……（総務局人事部制度企画課）…一

○東京都特別企業出納員事務取扱規則の一部を改正する規則……（会計管理局管理部公金管理課）…一

規則（人）

○東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則……四

規則（公）

○警視庁組織規則及び警視庁司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則……四

規程（交）

○東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー共通一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程……五

○東京都乗合自動車一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程……五

告示（交）

○東京都交通事業の料金徴収事務の委託……五

雑報

○東京都職員共済組合定款の一部変更……（東京都職員共済組合）…六

○東京都職員共済組合運営規則の一部変更……（同）…六

○東京都職員共済組合短期給付及び附加給付支給手続規程の一部を改正する規程……（同）…六

○東京都職員共済組合一部負担金の額等の払戻し手続規程の一部を改正する規程……（同）…六

○東京都職員共済組合財務規程の一部を改正する規程……（同）…七

規則

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年九月三十日

東京都知事　小池　百合子

◉東京都規則第百五十四号

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表1の部(1)の項ア及びウ中「、捜査共助課」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和八年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この規則による改正前の警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

3　この規則による改正後の警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の規定は、二暦日にわたる勤務にあっては、施行日以後に始まる勤務から適用し、施行日前から始まる勤務については、なお従前の例による。

東京都特別企業出納員事務取扱規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年九月三十日

東京都知事　小池　百合子

◉東京都規則第百五十五号

東京都特別企業出納員事務取扱規則の一部を改正する規則

東京都特別企業出納員事務取扱規則（昭和三十九年東京都規則第八十七号）の一部を次のように改正する。

第五条中「及び口座振替支払通知書」を「、口座振替支払通知書及び資金決済通知書」に改める。

第十二条第二項中「小切手」の下に「又は資金決済通知書」を加える。

第十九条の見出し中「払込」を「払込み」に改め、同条第一項中「小切手預り書」を「小切手受領書又は資金決済通知書受領書」に、「引換」を「引換え」に改め、「した小切手」の下に「又は資金決済通知書」を加える。

第二十一条の二第一項中「または」を「又は」に改め、「した小切手」の下に「又は資金決済通知書」を、「小切手受領書」の下に「又は資金決済通知書受領書」を加え、「引換」を「引換え」に改め、同条第二項中「振り出す」を「振り出し、又は資金決済通知書を交付する」に改める。

第三十三条（見出しを含む。）中「支払計算書」を「収支統計報告書兼預金明細書」に改める。

第三十六条を次のように改める。

（預金の受払高等の確認等）

第三十六条　特別企業出納員は、出納取扱金融機関から提出される預金明細帳その他の預金の受払高及び現在高を明らかにする書類又は電磁的記録について、毎日、その記載内容に誤りがないかどうかを確認しなければならない。

2　特別企業出納員は、前項の確認の結果、誤りがないと認めるときは、毎日の預金の受払高及び現在高について、収支統計報告書兼預金明細書を作成し、局長に送付しなければならない。

別記中「第七号様式　支払通知書　第十二条」を「第七号様式　支払通知書　第七号様式の二　資金決済通知書　第十二条　第十二条・第十九条・第二十一条の二」に、「第十七号様式　収支統計報告書兼預金明細書　第三十三条・第三十六条」を「第十九号様式及び第二十号様式　預金受払高及び現在高通知書　第三十六条」に、「第十九号様式　削除　第二十号様式　預金受払高及び現在高通知書　第三十六条」を「第十九号様式　削除」に改める。

別記第三号様式を次のように改める。

第３号様式（第８条関係）

番号

出納日報

（　　年　　月　　日分）

年　月　日

会計

預金額現在高	収納金額	支払金額	（参考）	
			前日残額	残額
収入支出金	円	円	円	円
預り金				
合計				

収納金内訳

金融機関名	収納金額												
	収入		支出	預り金									
	納入済通知書枚数	金額	口座振替金額	納入済通知書枚数	金額								
出納取扱金融機関	枚	円	円	枚	円								
収納取扱金融機関													
三菱UFJ銀行			—			—	—	—	—	—	—	—	—
三井住友銀行			—			—	—	—	—	—	—	—	—
りそな銀行			—			—	—	—	—	—	—	—	—
千葉銀行			—			—	—	—	—	—	—	—	—
きらぼし銀行			—			—	—	—	—	—	—	—	—
三井住友信託銀行			—			—	—	—	—	—	—	—	—
ゆうちょ銀行			—			—	—	—	—	—	—	—	—
興産信用金庫			—			—	—	—	—	—	—	—	—
さわやか信用金庫			—			—	—	—	—	—	—	—	—
城北信用金庫			—			—	—	—	—	—	—	—	—
巣鴨信用金庫			—			—	—	—	—	—	—	—	—
江東信用組合			—			—	—	—	—	—	—	—	—
			—			—	—	—	—	—	—	—	—
			—			—	—	—	—	—	—	—	—
			—			—	—	—	—	—	—	—	—
合計													

上記のとおり報告します。

局長宛

特別企業出納員

寸法［縦　254ミリメートル／横　365ミリメートル］

別記第七号様式の次に次の一様式を加える。

第７号様式の２（第12条、第19条、第21条の２関係）

番号

資金決済通知書

年　月　日

準公	年度	会計	金額(単位：円)	備考
合計				

上記のとおり通知いたします。

出納取扱金融機関宛

特別企業出納員

備考　本書は、2部作成し、1部は特別企業出納員の控えとすること。

（日本産業規格A列5番）

別記第十七号様式を次のように改める。

第17号様式（第33条、第36条関係）

報告日　年　月　日
（　年　月　日分）

東京都準公営企業 収支統計報告書兼預金明細書

会計名	前日残高	収入	支払	当日残高
	円	円	円	円
事業会計				
（収入内訳）	—	—	—	—
出納取扱金融機関（取扱日　年　月　日）	—		—	—
収納取扱金融機関（取扱日　年　月　日）	—		—	—
（支払内訳）	—	—	—	—
収入支出金（支払伝票枚数：　枚）	—	—		—
預り金　（支払伝票枚数：　枚）	—	—		—
	—			—
補正	—			—

預金額現在高	前日残高	収入	支払	当日残高
	円	円	円	円
普通預金				－
（組替組戻）	—	—		
定期預金				
通知預金				
他行預金				
合計				

上記のとおり報告します。

局長 宛

特別企業出納員

（日本産業規格A列5番）

別記第十九号様式及び第二十号様式を次のように改める。

第19号様式及び第20号様式　削除

附　則

この規則は、令和八年十月一日から施行する。

規　則（人）

東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年九月三十日

東京都人事委員会

◉東京都人事委員会規則第十六号

東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

東京都職員の退職管理に関する規則（平成二十八年東京都人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条第三号中「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第三項第一号に規定する給与所得控除額に相当する金額と租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十六の二第一項第一号イに掲げる場合（令和九年以後の各年分にあっては、同項に掲げる場合）における同項の規定による基礎控除の額に相当する金額の合計額」を「百六十万円」に改める。

附　則

この規則は、令和八年十月一日から施行する。

規　則（公）

警視庁組織規則及び警視庁司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和８年９月30日

東京都公安委員会

委員長　廣　瀬　道　明

◉東京都公安委員会規則第８号

警視庁組織規則及び警視庁司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則

（警視庁組織規則の一部改正）

第１条　警視庁組織規則（昭和47年４月１日東京都公安委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項の表刑事部の項中「薬物銃器対策課　捜査共助課　」を「薬物銃器対策課」に改める。

第35条中第10号を第13号とし、第９号の次に次の３号を加える。

(10)　道府県との犯罪捜査の連絡共助に関すること。

(11)　指名手配等に関すること。

(12)　指名手配等被疑者の追跡捜査に関すること。

第40条の２中第４号を削り、第５号を第４号とする。

第41条を次のように改める。

第41条　削除

第57条第１項中「３」を「２」に改める。

別表第５中「警視庁第二機動捜査隊　警視庁第三機動捜査隊」を「警視庁第二機動捜査隊」に改める。

（警視庁司法警察員等の指定に関する規則の一部改正）

第２条　警視庁司法警察員等の指定に関する規則（平成５年２月２日東京都公安委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第１号エ中「刑事特別捜査係」の次に「、捜査共助係、追跡捜査第一係及び追跡捜査第二係」を加え、「、捜査共助課」を削り、「、第二機動捜査隊及び第三機動捜査隊」を「及び第二機動捜査隊」に改める。

附　則

この規則は、令和８年10月１日から施行する。

規　程（交）

◉交通局規程第三十一号

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー共通１日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年九月三十日

東京都交通局長　渡　邉　知　秀

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー共通１日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー共通１日乗車券の発売等に関する規程（昭和五十二年交通局規程第十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第七号を次のように改める。

七　削除

第七条第１号中「日暮里駅及び」を削り、同条第七号を次のように改める。

七　削除

附　則

この規程は、令和八年十月１日から施行する。

◉交通局規程第三十二号

東京都乗合自動車１日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年九月三十日

東京都交通局長　渡　邉　知　秀

東京都乗合自動車１日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程

東京都乗合自動車１日乗車券の発売等に関する規程（平成十年交通局規程第四十九号）の一部を次のように改正する。

第11条第１号を次のように改める。

一　有効日　発売日に限る。

附　則

１　この規程は、令和八年十月１日から施行する。

２　この規程の施行の日前に発売した東京都乗合自動車１日乗車券で、この規程の施行の際現に効力を有するものは、その有効日に限り、使用することができる。

告　示（交）

◉交通局告示第三号

令和八年交通局告示第二号（東京都交通事業の料金徴収事務の委託）の一部を次のように改正し、令和八年十月１日から実施する。

令和八年九月三十日

東京都交通局長　渡　邉　知　秀

表首都圏新都市鉄道株式会社の項中「共通１日乗車券の運賃及び払戻し手数料」を削る。

雑報

東京都職員共済組合定款の一部変更について公告する。

令和八年九月三十日

東京都職員共済組合

理事長　佐　藤　智　秀

東京都職員共済組合定款の一部変更について

東京都職員共済組合定款（昭和三十七年十二月一日公告）の一部を次のように変更する。

第三十五条第一項中「二万五千円」を「二万七千円」に、「五万円」を「五万四千円」に、「十万円」を「十万八千円」に改め、同項ただし書中「二万五千円」を「二万七千円」に、「五万円」を「五万四千円」に改める。

第三十五条の二第一項中「二万五千円」を「二万七千円」に、「五万円」を「五万四千円」に改める。

附則第九項中「二万五千円」を「二万七千円」に、「五万円」を「五万四千円」に改める。

附則第十項本文中「五万円」を「五万四千円」に、「十万円」を「十万八千円」に改め、同項ただし書中「二万五千円」を「二万七千円」に、「五万円」を「五万四千円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この変更は、令和九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この変更による変更後の東京都職員共済組合定款第三十五条第一項及び第二項、第三十五条の二第一項並びに附則第九項及び第十項の規定は、令和九年四月一日以降の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金の支給並びに一部負担金の額等の払戻し（以下「家族療養費附加金の支給等」という。）について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金の支給等については、なお従前の例による。

東京都職員共済組合運営規則の一部変更について公告する。

令和八年九月三十日

東京都職員共済組合

理事長　佐　藤　智　秀

東京都職員共済組合運営規則の一部変更について

東京都職員共済組合運営規則（昭和三十七年十二月一日公告）の一部を次のように変更する。

第十一条第一項中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に、「基金」を「機構」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この変更は、令和八年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この変更による変更後の東京都職員共済組合運営規則第十一条第一項の規定は、令和八年十月一日以降の保険医療機関若しくは保険薬局又は指定訪問看護事業者に対する組合員及び被扶養者の療養の支払に関する事務（以下「療養の支払に関する事務」という。）について適用し、同日前の療養の支払に関する事務については、なお従前の例による。

東京都職員共済組合短期給付及び附加給付支給手続規程の一部を改正する規程を公布する。

令和八年九月三十日

東京都職員共済組合

理事長　佐　藤　智　秀

◉東京都職員共済組合規程第六号

東京都職員共済組合短期給付及び附加給付支給手続規程の一部を改正する規程

東京都職員共済組合短期給付及び附加給付支給手続規程（昭和五十四年東京都職員共済組合規程第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附　則

1　この規程は、令和八年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

2　この規程による改正後の東京都職員共済組合短期給付及び附加給付支給手続規程の規定は、施行日以降の療養に係る給付の請求及び支給について適用し、同日前の療養に係る給付の請求及び支給については、なお従前の例による。

東京都職員共済組合一部負担金の額等の払戻し手続規程の一部を改正する規程を公布する。

令和八年九月三十日

東京都職員共済組合
理事長　佐　藤　智　秀

◉東京都職員共済組合規程第七号

東京都職員共済組合一部負担金の額等の払戻し手続規程の一部を改正する規程

東京都職員共済組合一部負担金の額等の払戻し手続規程（昭和五十九年東京都職員共済組合規程第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附　則

1　この規程は、令和八年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

2　この規程による改正後の東京都職員共済組合一部負担金の額等の払戻し手続規程の規定は、施行日以降の療養に係る給付の請求及び払戻しについて適用し、同日前の療養に係る給付の請求及び払戻しについては、なお従前の例による。

東京都職員共済組合財務規程の一部を改正する規程を公布する。

令和八年九月三十日

東京都職員共済組合
理事長　佐　藤　智　秀

◉東京都職員共済組合規程第八号

東京都職員共済組合財務規程の一部を改正する規程

東京都職員共済組合財務規程（昭和四十年東京都職員共済組合規程第五号）の一部を次のように改正する。

第六十五条第一項第二号中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

第七十六条第一項第三号中「診療報酬支払基金から」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構から」に、「診療報酬支払基金委託金」を「機構委託金」に改める。

別紙第六号様式中「支払基金等」を「支払機構等」に改める。

附　則

この規程は、令和八年十月一日から施行する。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話　〇三（五三二一）一一一一（代）
郵便番号
163-8001
定価
本号　三〇円
一箇月　六、六〇〇円
（郵送料を含む。）
印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話　〇三（三八一二）五二〇一（代）
郵便番号
113-0001

FSC
ミックス
紙
FSC® C006270
リサイクル適性Ⓐ